

## 高階氏の氏神について

福 島 好 和

## はじめに

従来、古くからの氏が奉祀していた氏神については比較的明らかにされている。しかし、天皇からのわかれで姓を賜った氏についてはどうであったろうか。特に、天武天皇十三年（六八四）の八色の姓制定以後の皇室出身の氏で、この氏神の明らかなのは、橘氏の梅宮、源氏の石清水、平氏の平野社等である。しかし、これら氏と氏神の關係、すなわち、これらの氏が、各氏神を奉祀するようになった事情、氏神と氏人の關係が明確にされたものは少ない。本小論は、かかる皇室出身の氏の氏神研究の一作業として、高階氏の氏神について考察したいと思う。

高階氏の氏神について考察するにあたり、まず、高階氏の出自およびその系譜を明らかにし、次いで、高階氏が氏神とする宗像神がどのような事情で奉祀されたかを明かにしてみたい。さらに、高階氏が氏人としてどのような態度でいたかみていきたい。そして、最後に、高階氏の氏神としてみえる平野神について、その關係を明らかにしたいと思う。

このような皇室出身の氏の氏神の研究はあまりみられないが、その中で、田中久夫氏の「平氏の氏神について」は注意すべき論考である。田中氏はこの論考で平氏の氏神が平野神であることを明らかにされた。<sup>(1)</sup> また、高階氏の氏神について、古くは伴信友の「神名帳考証」および「蕃神考」がある。また、『大和志料』にも信友のそれとほぼ同じ

ような考証がみられる。最近では、二宮正彦氏の「高階氏と大和宗像神社について」<sup>(4)</sup>がある。

註(1) 史泉・第三六号。本論考では平野神が平氏の氏神として論証されているが、この神は高階氏の氏神としてもみえるものがあるので私見を加えたい。

(2) 「神名帳考証(三)」(『伴信友全集第一』・国書刊行会刊所収)は宗像神について考証している。また、「蕃神考」(同全集第二所収)では、平野神について詳しく考証している。

(3) 『大和志料(下)』式上郡の項。

(4) 史想・第三号。なお、二宮氏には親しく御教示を得た。

## 一

まず、高階氏の出自について、その賜姓関係記事をあげながら、重点的に触れてみたい。高階氏はいうまでもなく天武天皇の皇子、高市皇子を始祖とする氏である。高階氏姓の初見は、続日本紀宝龜四年(七七三)十月の条で、この時、高市皇子の孫、長屋王の子、安宿王が高階真人姓を賜わった。しかし、王の子孫については不明で、承和十年(八四三)六月、春枝王の子岑正王他二人、秋枝王の子原雄王が高階真人姓を賜わるまでにみえる同姓のものを見ても明らかでない。以下、同姓のものをあげると、まず、大同元年(八〇六)十二月に、遣唐判官正六位上高階真人遠成が従五位上に叙せられた記事<sup>(7)</sup>、同二年(八〇七)二月に正六位上高階真人真永が従五位下に叙せられた記事から始まる。次いで、淨階<sup>(8)</sup>・真仲<sup>(9)</sup>・弟仲<sup>(10)</sup>・永河<sup>(11)</sup>・石河<sup>(12)</sup>・清上<sup>(13)</sup>・信澄<sup>(14)</sup>・菅根の名がみえる。この中で系譜関係のみえるのは、淨階父子である<sup>(15)</sup>。しかし、安宿王の賜姓以来、高階真人姓を賜わった人は、承和十年の賜姓までなかったところを見ると、

あるいは安宿王の子孫ではあるまいか。

承和十年の賜姓以来、高階真人姓を賜わったものをみると、承和十一年（八四四）に石見王の子峰緒が高階真人姓を賜わっている。<sup>(84)</sup> 次いで、嘉祥元年（八四八）七月には、豊野真人沢野等十人が高階真人姓に改められ、それから二五年後、貞観十五年（八七三）七月、成相王・後相王の二王が高階真人姓を賜わっている。<sup>(85)</sup> その後、高階真人姓の賜姓は全くみえなくなり、正暦三年（九九三）九月以後は真人姓に代って、高階朝臣姓に改姓されていくのである。<sup>(86)</sup> 従って、高階氏は承和年間から貞観年間に氏としての態勢を確立し、平安貴族としての上昇を企てようとするのである。

さて、これら五度に互る賜姓の事情をみてみると高階氏の出自の発端である安宿王は、天武天皇の皇子高市皇子の孫、長屋王の子である。天平元年（七二九）、父長屋王が自害する事件があり、王の兄たちも自害させられるはめになったが、王および黄文王・山背王等は母が藤原不比等の女であることから死を免れた。<sup>(87)</sup> しかし、天平宝字元年（七五五）再び橘奈良麻呂の陰謀に荷担したため、遂に妻子と共に佐渡国へ遠流され、撰津国東生・西生両郡にあった家地は東大寺に沽却されるなど、<sup>(88)</sup> 晩年の王の非運が窺われる。そして、王の最後の消息が宝龜四年の賜姓であった。高階氏の発生はこのようにして始まったが、このとき王はどのような境遇にあったのであろうか。遠流のままであるとしたならば、もちろん佐渡国にいた。王は賜姓のとき、流罪を免ぜられた事実もなく、天平元年から数えても、四五年の歳月が過ぎており、もはや老いの域に入った王は、余生を佐渡国で過ごしたとみて差し支えあるまいと思う。後の史料ではあるが、日本三代実録元慶三年（八七九）十二月の条に、佐渡国浪人高階真人利風および高階真人有岑の名がみえる。安宿王とその妻子がこの地に遠流されてからこの年まで、高階氏姓のもので佐渡国と関係のあった事実もなく、安宿王が、遠流の後真人姓になっている点、先に述べたように、安宿王は佐渡に余生を過ごし、やがて王の子孫が、当国に土着したのではあるまいか。これについて、太田亮氏は「当国に移れるは、何時頃か詳かならざれど、思ふに國

司などの職を帯びて赴任し、遂に土着するに至りしか」と書かれているが、そういう事實は認められない。このようであったから、宝龜四年の賜姓後、大同元年の高階真人遠成が遣唐判官として名をあげるまで、全くの空白状態であるのは、賜姓以後、子孫の官位が低かったことを示し、その発生は決して恵れていたとはいえない難いのである。

しかし、この遠成・真永等以後は、比較的連続的にみえるようになった。これらの人は、だいたい五位止まりであるが、遠成・淨階・石河等は四位まで昇進している。官職もほとんどが京官で、中級層に位置していた。かかる段階に達して、高階真人姓を賜わるものが増したのは、ただ偶然ではあるまい。承和十年六月の春枝王の子および秋枝王の子の賜姓は、それぞれ、このとき六世王であった。継嗣令皇兄弟子の条によると、「親王より五世は、王の名を得ると雖ども、皇親の限りにあらず」と規定されており、事実、多くの諸王は五世以下になると、王の名を捨て、臣下に降って真人姓を賜わっている。春枝王の子も秋枝王の子も、おそらく、このような理由もあって真人姓を賜わったのであろう。次いで、承和十一年、峰緒が高階真人姓を賜った。彼の場合も、高市皇子―長屋王―桑田王―磯部王―石見王―峰緒（高階氏系図・尊卑分脈）の系図が示すように六世である。春枝王・秋枝王の父は春枝王の卒伝に仲嗣王とあり仲嗣王はその父関係は不明である。秋枝王についてはこの賜姓記事だけで父関係は不明であるが、だいたいが春枝王と兄弟であったのではあるまいか。また、峰緒の系譜は高階氏系図や尊卑分脈によって知られ、平安後期以降、高階氏の名はこの系統に限ってみられるようになって来る。次に、嘉祥元年七月に賜姓のあった豊野真人沢野等は、天平宝字元年（七五七）閏八月に賜姓のあった出雲王等の系統の人たちと思われる。出雲王等は高市皇子の孫、鈴鹿王の子である。鈴鹿王は長屋王とは兄弟となる。出雲王等とこの沢野等の関係は不明であるが、豊野真人姓を賜わったものは、出雲王・篠原王・尾張王・奄智王・猪名部王の五人しかなく、全て鈴鹿王の子であるから、このいずれかの系統に結びつくものと考ええる。そして、高階真人姓の最後の賜姓がみえるのは、貞観十五年七月の成相王・後相王

の賜姓である。この二人は高市皇子の後ということだけみえ、その父関係は全く不明である。

以上、賜姓関係の記事を中心に高階氏の出自をみてきたのであるが、最後に簡単にその系譜関係を整理すると、高階氏の賜姓を受けたものは全て高市皇子を始祖としていることである。しかし、高階氏の賜姓がまだ終らなかつた間は、豊野氏のように、異姓を賜っていたものもある。それは長屋王の事件、奈良麻呂の事件などを考え合せると、高階氏賜姓の初段階は社会的地位を削られた高階真人と、知太政官事にまでなつた鈴鹿王の子孫とは、当然区別されたに相違あるまい。しかし、社会的にも、政治的にも、その地位が上昇しはじめた頃になると、始祖を同じくする豊野氏は高階氏に合流したのであろう。高階真人はこのように高市皇子を始祖としたのであるから、高階氏の氏神を考へる場合、この高市皇子を注意しながら考察を進めたい。

註(5) 高階氏の出自および賜姓の問題については、拙稿「高階氏の賜姓について」(関西学院史学・第八号)に詳しく述べた。

(6) 続日本後紀承和十年六月の条に、

丙申、右京人從五位下春枝王之于六世粦正王、是子女王、貞子女王、正六位上秋枝王之于六世原雄王等四人、賜姓高階真人、淨広老高市皇子後也

とある、このうち、春枝王は齊衡三年(八五六)九月癸丑の卒伝によると、四世從五位下仲嗣王の第八男である。しかし、仲嗣王の父は明らかでない。

(7) 類聚國史卷第九九、職官部四、叙位四

(8) 註(7)に同じ。

(9) 弘仁三年(八一三)、正六位上から從五位下に叙せられたのが初見。弘仁八年(八一七)、少納言としてみえ、天長八年(八一三)には從四位上に叙せられている。なお、宗子内親王の生母高階真人河子は彼の女である。

(10) 初見は弘仁四年(八一三)で、このとき從五位下。弘仁六年(八一五)、從五位に叙せられている。

(11) 初見は弘仁八年(八一七)で、このとき正六位上から從五位下に叙せられ、弘仁十三年(八二二)、從五位上に叙せられる。

- (12) 天長八年(八三一)に蔭子孫位とあり、得度の例に預つてゐる。
- (13) 初見は弘仁二年(八一)で、正六位上行中監物とみえる。弘仁十四年(八二三)正六位上から従五位下に叙せられ、宮内少丞・大丞、兵部少輔、少納言、常陸介出雲守を兼任、中務大輔に任ぜられ、承和九年(八四二)卒す。時に従四位下、五六才であつた。
- (14) 初見は天長四年(八二七)で、正六位上から従五位下に叙せらる。治部少輔、兵部少輔、彈正少弼の官職に任ぜられ、仁寿元年(八五一)正五位下に授かる。
- (15) 初見は天長十年(八三三)で、このとき正六位上から従五位下に叙せらる。この後、薬師寺使に任ぜられるが、散位となる。
- (16) 某家政所告状案(平安遺文)一六八・六九に内舍人高階真人菅根とみえるのが初見で、承和八年(八四一)二月十一日・十九日の日付がある。その後、貞観元年(八五九)正六位上から従五位下に叙せらる。同二年、遠江守に任ぜられ、一時は散位となるが、同十二年加賀介に、同年すぐに甲斐守に任ぜられている。
- (17) 註(9)・(13)参照。しかし、淨階の父は詳でない。
- (18) 高階氏系図・尊卑分脈の高階峰緒の傍註にみえる。峰緒は承和十三年(八四六)正月はじめて正六位上から従五位下に叙せられ、同年、下野介に任ぜられてから、その後、伊予守、肥後守、近江介の国司を経て、天安元年(八五七)左中弁に任ぜられ、さらに大藏権大輔を兼任、同二年右中弁兼大藏大輔、さらに同年左京大夫兼任、貞観二年(八六〇)十一月従四位上に叙せられてからは丹波守、伊勢権守、山背守の国司に任ぜられた。貞観十年(八六八)二月、神祇伯に任ぜられ、このとき従四位上であつた。それ以後はみられなくなり、卒時も不明である。
- (19) 続日本後紀嘉祥元年(八四八)七月の条に、
- 辛酉、右京人蔭孫正六位下豊野真人沢野兄弟姉妹十人、賜姓高階真人、天淳中原瀛真人天皇之苗裔也とある。豊野真人姓の賜姓については、註(25)を参照されたい。
- (20) 日本三代実録貞観十五年(八七三)七月の条に、
- 左京人成相王、後相王、賜姓階高真人、其先高市皇子之後也とある。
- (21) 日本紀略正暦三年九月の条に、

改從二位讃岐権守高階真人成忠姓為朝臣、依中宮(亮子)外祖也

とある。この成忠は応和三年(九六一)に大内記とみえ(類聚符宣抄・桂史抄)、康保元年(九六三)には大学頭に任ぜられた(朝野群載)。寛和二年(九八六)には兵部権大輔であり(中右記・勳仲記)、この年、從四位上から從三位に叙せられた。公卿補任によると、この頃、東宮学士であり、その後、式部大輔に任ぜられ、正暦二年(九九一)には前坊学士旁により從二位に昇った。翌年九月には朝臣姓に改め、十月出家した。そして長徳四年(九九八)七月、七三才で薨じた。この成忠の異常な昇進は、彼が東宮学士として功労があつただけではなく、一条天皇の中宮となつた藤原定子の生母、高階貴子の父であつたため、高階成忠父子の昇進は、藤原道隆との関係があつたことが、最大の原因である。高階氏は終始、藤原氏との関係が強かつたといえる。藤原道隆はこの時、摂政内大臣であつた。

22) このとき死を免ぜられた黄文王は、後に再び安宿王と共に橘奈麻呂の事件に加わつたが、その後の消息は全くみえない。一方、山背王はこの事件を未然に上告した功により、母方の姓、藤原朝臣を賜わり、名を弟貞と改め、天平宝字七年(七六三)、参議礼部卿從三位で薨じた。

23) 正倉院文書、東大寺三綱牒(大日本古文书四、四五一頁)

24) 太田亮編『姓氏家系大辞典』第二卷。

25) 続日本紀天平宝字元年(七五七)閏八月の条に、

從五位下出雲王、篠原王、尾張王、无位奄智王、猪名部王、賜姓豊野真人とある。

## 二

類聚三代格卷一の元慶五年(八八二)および寛平五年(八九三)の太政官符によると、大和国城上郡登美山に鎮座する宗像神は、高階真人がその始祖高市皇子以来、奉祀する氏神であることが強調されている。この大和国城上郡の宗像神社は、日本三代実録元慶四年(八八〇)三月二十七日の条によると、

高階氏の氏神について

以大和国城上郡宗像神預於官社、坐太政大臣東一条築、又坐筑前国宗像郡、皆是同神別社也

とあり、筑前国宗像郡にある宗像大神社と同一神を祀る社である。この事は、元慶五年・寛平五年の太政官符にも明記されており、疑うべきものではないのである。筑前国宗像郡の宗像大神社は、タゴリヒメノ神・タギツヒメノ神・イチキシマヒメノ神の三女神を奉祀する宗像氏の氏神である。筑前のこの神社は宗像郡全部の課戸を封戸に充てられた、当時の大きな神社の一つであった。<sup>69)</sup>しかし、大和国にあるこの宗像神社は、筑前國のそれを移した事実もなく初見も元慶四年の記事であり、その上限は、元慶五年の太政官符によって、天武天皇の時代までであろうことが推察されるのみである。<sup>68)</sup>このような神社をどうして高市皇子の子孫が奉祀するようになったのか。また、皇族出身の高階氏の氏神として、その意義などを考えてみたいと思う。

ここで、元慶五年十月十六日の太政官符をあげると、

太政官符

應准筑前国本社置從一位勳八等宗像大神社神主事 坐大和国城上郡登美山

正六位上高階真人仲守

右得氏人内蔵権助從五位下高階真人忠峯等解状傳、件社坐大和国城上郡登美山、依太政官去年三月廿七日符旨預官社訖、自從清御原天皇御世至于当今、氏人等所奉神宝并園地色敷稍多、高階真人累代隣次執当社事、而今縁世久遠人意懈緩、或不勤守掌紛失神宝、或彼此相讓闕怠祭事、如是之故屢々致重崇、仍可准本社置神主状、去年申官、而未蒙裁下、件仲守天性清廉堪為神主、望請、早被補任令掌神事、但待氏長拳被補其替、相替之限一依格制、謹請官裁者、從二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多直、奉勅依請

元慶五年十月十六日

この官符でも明らかのように、大和国宗像神は高階氏の氏神である。高階氏は天武天皇の頃より、当神を奉祀し、当神社の諸神事に當つていた。しかし、前節でも述べたように、高階氏発生の当初は氏自体の安泰すら危い状態であった。したがって、経済的にも不安定であつたに違いない。しかし、この官符だけでは天武天皇の頃から高階氏が存在したようにみえるが、前節で明らかのように、高階氏の発生は宝龜四年以後であるから、それ以前は高市皇子の子孫によつて奉祀されたと考えられる。事実、寛平五年（八三三）十月二十九日の太政官符には、その事を知る記事がみえる。

#### 太政官符

応充行宗像神社修理新賤代僦丁事

従良賤十六人、正丁、在筑前国宗像郡金埜

充行僦丁八人、大和国城上郡四人、高市郡二人、十市郡二人

右得彼社氏人従五位下守右少弁兼大学頭高階真人忠峯等解状僞、件神坐大和国城上郡之内、与坐筑前国宗像郡従一位勲八等宗像大神同神也、旧記云、是天照大神之子也、大神勅曰、汝三神降居道中、奉助天孫、为天孫所崇祭者、今国家毎有禱請奉幣件神、是其本縁也、唯筑前社有封戸神田、大和社未預封例、因茲忠峯等始祖太政大臣浄広高市皇子命、分氏賤年輪物令修理神舎、以爲永例而年代久遠、物情解体、氏衰路遙、不堪催発、須依貞觀十年六月廿八日格、申請祖神封物、以充修理新、而大神宮事既異諸社、氏人等狐疑猶予、空経年序、所在神舎既致破壞、今件賤同類蕃息已有其數、望請、進件賤爲良、将令備調庸、其代永請隨近僦丁以充修理新、謹請官裁者、大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傳陸奥出羽按察使源朝臣能有宣、奉勅依請者、仍須件僦丁待彼氏高階真人長者并神主等共署申請充之、差充之後不須輒差他役、但其死關及耆老之代、又同待請充之、永以爲例

寛平五年十月廿九日

高階氏の氏神について

この官符によると、天武天皇の頃、高市皇子によって奉祀されていたことがわかる。当時、皇子は太政大臣であつて、また、多くの氏賤を有し、経済的にも恵まれていた。その氏賤を投じてこの宗像神を奉祀した。この皇子と大和国宗像神とはどのような関係があつたのであろうか。

ここで、高市皇子についてみると、皇子は天武天皇の皇子で、母は胸形君尼子娘である。天武天皇元年（六七二）六月壬申の乱に際し、天皇の命により軍事を悉く授かり、天皇の勝利をもたらした。このとき、皇子は、天皇が近江側には左右大臣、智謀の群臣があるのに、朕には共に事を計るものもなく、ただ幼き孺子があるのみだといつたのに対して、「自ら臂を攘い、劍を按じて、臣高市、神祇の靈により天皇の命をうけ、諸将を率いて討たば、距もものあらんやと奏した」と伝えられている。乱平いで後、同元年八月天皇の命をうけ、近江の群臣らを処罪した。同八年（六七九）五月、天皇は皇后、五皇子（大津・高市・河嶋・忍壁・芝基）らに、千歳の後事なからんことを盟約させ、皇子らは皆相扶けることを誓った。同十四年（六八五）正月、爵位号を改めた時、草壁・大津の二皇子の位について、淨広貳を授けられ、朱鳥元年（六八六）八月皇太子草壁皇子、大津皇子とともに、封四百戸を加えられ、持統天皇四年（六九〇）七月太政大臣に任ぜられた。同五年正月、封二千戸を増し、合せて三千戸となり、同六年正月さらに封二千戸を増し、合せて五千戸となつた。同七年正月、淨広壹を授けられ、同十年七月薨去した。<sup>(84)</sup>

この経歴を通じて、高市皇子と宗像神社との関係を推察すると、皇子の母が胸形君德善の女尼子娘であることに気づくのである。天武天皇二年（六七三）二月、正妃菟野皇女の立后のときの記事の中に、「次納胸形君德善女尼子娘生高市皇子命」とあり、従つて、この母の胸形君尼子娘は胸形君らが奉祀していた宗像神を当然崇敬したのである。それを皇子高市皇子が奉祀したのは、あるいは母のためであつたかも知れない。<sup>(85)</sup>皇子自らこの宗像神を奉祀したのには、かかる理由があつたのである。また、皇子が外戚の氏神を奉祀したのには、もう一つの意味がある。すなわ

ち、高市皇子は草壁皇子に対して「後皇子尊」と称されたように、皇太子になれる人であった。政治的には太政大臣にまで任じられた人でもあった。それなのに、皇室の神以外の宗像神を奉祀したのは、日本書紀の神代巻にみえるように、この宗像神が「天照大神と素戔嗚尊の誓約によって、天照大神が素戔嗚尊の十握の剣を索い取らして、天の真名井にふりそそぎて、豁然に咀嚼みて、吹き棄つる氣噴の狭霧に生れた神」すなわち、タゴリヒメ神・タギツヒメ神・イチキシマヒメ神の三女神であつて、寛平五年の官符にみえる、「大神勅曰、汝三神降居道中、奉助天孫」という伝承は皇子という地位にある高市皇子をして、朝廷に対する服従關係を暗示させ、さらには、外威の祖神をも皇室の繁榮と加護のため奉祀したと考えたい。事実、筑前国の宗像神社ではあるがその後の宗像神社の發展は著しい。

要するに、高市皇子の宗像神の奉祀は、母の胸形君尼子娘の奉祀した神を受け継ぎ、外威の祖神として崇拜した。それは、皇子と天皇との關係を暗示させるものであつたといえよう。高市皇子の後裔である高階氏も、こうした意図を継承しようとしたのではあるまいか。

註 26 奈良梟桜井市外山。旧磯城郡嶋村外山の地。

27 日本書紀神代巻上の本文に「所生神号、(中略)此則筑紫胸肩君等、所祭神是也」。なお、三女神を総称した名が「宗像神」であり「大神」という場合もある(宗像神社復興期成会編『宗像神社史(上)』)。

28 このような神郡は、宗像郡のほかにも、六社七神郡あつた。宗像氏は筑前国宗像神社の神主として祭祀に奉仕するとともに、宗像郡の郡司を兼ねていた。(『宗像神社史(上)』)

29 田中卓氏は、日本書紀雄略天皇九年二月の条にみえる胸方神を、「香賜が三嶋郡藍原で捕えられている点から、筑紫のそれとみるよりは、畿内に求めるのが自然である」とし、大和国のこの宗像神社にあてている。しかし、確証ではないから、すくには承服出来ない。(田中卓「ムナカタの神の創祀」『社会問題研究・第七卷第二号』)。なお、伴信友「神名帳考証(三)」も同じ記事をあげているが、ただ関係記事としてあげたのみで、考証はされていない。

30 高市皇子の略歴はだいたい日本書紀によつた。

(81) 胸形君徳善については、このところのみえるだけで、系譜は不明である。その後、天武天皇十三年（六八四）十一月、胸方君等五十二氏が朝臣姓を賜っている。

(82) 伴信友は早くこの事を指摘している（「神名帳考証」）。また、太田亮著『日本上代社会組織の研究』では、この事を「外威の神を氏神とするに至ったのは、女は嫁して元の姓を称する如く、信仰に於いても幼時のからの氏神崇敬の心が去らないと云う事からであるらしい」と述べている。

## 三

高階氏と大和国宗像神社の関係は、前述のようにして始まった。しかし、その後、官符にもみえるように、「高階真人累代鱗次執当社事」していたが、「物情解体、氏衰路遙、不堪催免」ようになって、大和国宗像神社はその経営が困難となった。しかし、先に述べたように、大同期頃より、中央官人層へ再び進出しはじめた高階氏は、貞観の頃までに、その氏族の結集を实らせ、さらに、その始祖である高市皇子の上に宗像神を奉祀し、氏族の社会的地位を確立しようと図ったのである。それは、元慶四年（八八〇）の官社昇格、さらに翌年、高階氏氏人の中から神主を氏の長の挙によって補任されることが許され、次いで、寛平五年（八九三）、筑前国宗像神社の賤を良として、その替として大和国の笹丁を同国の宗像神社の修理料に充てることを許可されたことによって実現した。ここに、大和国宗像神社は高階氏々社として、筑前国宗像神社に准じた。また、官符にも明らかなように「待氏長拳被補其替」とか「須件笹丁、待彼氏高階真人長者并神主等共署申請充之」とみえるように、高階氏の氏人を統率し、祭祀権を有する氏長者が存在していた。<sup>(83)</sup>しかし、藤原氏や橘氏にみられる氏長者の系譜が、高階氏の場合明らかでなく、私は高階氏の氏長者は、高階氏系図にみえる、峰緒の系統にあたるのではないかと考えていた。しかるに、この官符等からみると、高階

氏の氏長者の系統は別系統であることがわかる。しかし、官符にみえる、高階真人仲守・忠峯についての系譜は不明で、氏長者の記事はこれ以外、全くみえないのである。

このようにして、氏としての機能を完備したようであるが、しかし、その後、高階氏の中心は高階氏系図や尊卑分脈で知られる、峰緒の系統だけが隆盛をみ、他の系統のものは全くみえなくなってしまふのである。それは、ちょうど、峰緒の系統の成忠が、真人姓から朝臣姓に改める頃であった。しかし、この氏族の氏神である大和国宗像神社は、延喜式神名帳、大和国城上郡の条に宗像神社三座とみえるから、延喜の頃にもその存在が認められるが、他の記録には全くみえなくなり、延喜式の記事がその存在を知る最後の史料となっている。

ここで注意しなければならないことは、氏長者系の高階氏が衰退する一方、峰緒系の高階氏が伸長しはじめたことである。それは、一条天皇の外戚となった成忠のときに頂点に達した。その後は、この系統が中心となり、尊卑分脈・高階氏系図にも他の系統はみえなくなっている。このような場合、氏神の祭祀はどのようになされたのであろうか。この問題に関し、二十二社註式の記事は注意すべきものであろう。以下それを考察して、高階氏の氏神についての研究の結論としたい。

註③ 竹内理三「氏長者」(『律令制と貴族政権』第Ⅱ部所収)には、この祭祀権の外に氏長者の機能・権能を論じている。ここでは詳しく紹介出来ないので参考にされたい。

④ 延喜式卷第九・神名帳上

なお、伴信友の「神名帳考証(三)」は、この高階氏と大和国宗像神社との関係を最も早く考証したもので、伴信友説は忽せに出来ないが、延喜以後については全くふれていない。

## 四

二十二社註式平野神の条に、「延喜神祇式曰、山城国葛野郡平野祭○祭恐社誤四座」とあり、その祭神の名を「第一、今木神、日本武尊、源氏氏神。第二、久度神、仲哀天皇、平家氏神。第三、古開神、仁徳天皇、高階氏神。第四、相殿比売天照大神、大江氏神。天神 天照大神 子 穗日命、秋篠已上 中原・清原・菅原・四姓氏神」と記している。そのほか『諸神根元抄』平野五社にも同じようなことが記されている。この平野神社は「八姓の氏神」を奉祀する神社であるといわれている。この中に、私の研究の対象である、高階氏の氏神があることに気づくのである。しかし、高階氏の氏神は、前にも述べたように宗像神であつた。それが、平野第三の古開神（仁徳天皇）となつたのは何故であらうか。これらの資料は、全て、後世のものであるから、全く根拠のない、誣妄説としてしまふか、以下検討してみたいと思う。

まず、この平野神の存在の確かなものをあげてみよう。平野神の今木大神・久度神・古開神・合殿比売神の初見をみると、今木大神は、続日本紀延暦元年（七八二）十一月の条に「丁酉、叙田村後宮今木大神從四位上」とある。次に、続日本後紀承和三年（八三六）十一月の条に「庚午、從四位上今木大神奉授正四位上、從五位下久度古開兩神並從五位上」とあり、まず、今木神を第一座とし、久度・古開兩神がこれに続いた。この頃から今木・古開は同時に記載されている点に注意されよう。事実、同十年（八四三）十月壬申の条には「平野社一前、預之名神」と平野神の名もみえ、「一前」と今木神を指す場合も、他の祭神があることを暗示した表わし方になって来ている。そして、第四の合殿比売神の初見は、やはり承和十五年（嘉祥元年）七月の条に「壬午、奉授正四位上今木大神從三位、從五位上古開神、久度神並正五位下、无位合殿比咩神從五位下」とみえ、平野神社四座の名が同時に記載されるようになって

きている。以上から考えて、平野神社は、延暦の初め、まず、今木神を第一座として奉祀していたが、承和の頃に至って、久度神・古開神・合殿比売神を奉祀するようになったと考えられる。この平野神について、最近、田中久夫氏が平氏の氏神と関連させて、考究された論文がある。<sup>66)</sup> 氏の研究目的が、平氏の氏神という点に焦点があつたためか、平野神が平氏の隆盛と関係があることを強調された。すなわち「平氏抬頭以前においては、源氏の氏人の主導権の下に平野祭が行なわれていたのが、抬頭以後、平野臨時祭(官祭)が、この氏人による祭祀にかわつて、大きくクローゾアップされて来た」と云えよう<sup>67)</sup>と述べられている。要するに、田中氏は平野神の祭祀者を、まず源氏と考え、その後、平氏の抬頭によつて、平氏が祭祀者となつたといわれるのである。しかし、これについては一考を要する。まず、第一に、今木神は確かに二十二社註式等では源氏氏神とあり、平野社の第一座の神である。しかし、私は、この今木神を田村後宮に奉祀していた延暦元年の記事こそ、今木神を第一座の神とした理由があると思う。すなわち、田村後宮は、光仁天皇が皇太子のときの宮であり、今木神は桓武天皇の母(光仁妃)皇太后天高智之子姫尊の一族、高野朝臣(本姓和史)の祖神であつた。さらに、久度神・古開神・合殿比売神は桓武天皇の外祖母、大枝朝臣の祖神である。従つて、外祖父系の祖神、外祖母系の祖神は桓武天皇およびその子孫に奉祀させたものと思われる。従つて、桓武天皇の子孫である平氏が、それを奉祀することに他の氏におくれることはまずないと考えた。このことについては、すでに、伴信友が「蕃神考」<sup>68)</sup>の中で、平野神社を詳しくとりあげている。信友はこの著の中で、「いま推察するに、桓武天皇の後、孫の平氏のみ、かの祭に預りて、なべて皇子等に賜はる例となりたる、諸源氏の氏人たちの、その祭に預らざる事を、もとの由縁をば、よくも正きで、ただ不足ことの如く思ひて、公に奉請て、平氏と同等に預る事となりたるなるべし」と述べている。従つて、田中氏が源氏氏長者が平野社の祭祀権を掌握していたとする説は、その史料が廿二社本縁であることから、そのことを証明するにはおぼつかないとせねばなるまい。

このようであるから、高階氏の氏神がこの平野社に混入した事情が推しはかれる。すなわち、伴信友はこのことについて、「高階氏は、天武天皇の御裔なれば、さらに縁なきを、茂範真人の世に及びて、在原業平朝臣、齋宮恬子内親王に密通で、生給へる師尚を子として、世を嗣しめたりしより、実の系統の絶たること、其家の旧き系図、その余の古書どもにも見えたり、此説正しからば、業平は桓武天皇の御孫、阿保親王の子なれば、師尚よりはじめては、預るまじきにあらずとも云ふべけれど、もとより在原氏の預れる事もきこえたる事なく、また然る奸行によりて、生れたる師尚が、高階の異姓を嗣たるが、うけばりて平野を祖神とすべきよしは、更にあるまじきことわりなるをや」と述べている。平野神はもともと桓武天皇の外祖父母の祖神であつた。この点は前に述べたところであるが、伴信友はこのことについても「そもそも此平野神に既くより然る由なき事どもを造り出て、八姓の祖神など云べくもあらぬ事なるを、いかなる混ひによりてか、然る説の出来たりけむと考ふるに、中むかし平野の社司などの説に、皇太后の御ゆかりの和、大江、秋篠、菅原の四氏に、桓武天皇の御後の平、長嗣、良峰、久賀の四氏合せて件の氏の事は、上のよしある処にいへるが如し、八氏の祖神に坐せりといへるを、後に其氏々の称をばわすれゆきて、ただ八姓の祖神といへる事のみ伝はりたりけむを、又後にさかしら人のよくもたづね考へずして、とりどりに誣妄説せるにぞあるべからむ」と<sup>(4)</sup>いっている。

かくして、高階氏の氏神は、平野古開神である事實は、少くとも平安時代に於いては全くないといつて過言でない。高階氏が宗像神を氏神とし、その氏神の存在が延喜年間までみられることからして、氏長者系統の高階氏が衰退してから後もなお、宗像神が氏神として奉祀されていたとみてさしつかえあるまい。平野古開神が仁徳天皇である点からみても、高階氏との結びつきを疑うに足るものであろう。ただ、田中氏がいわれる「高望王系の平氏は、傍系であるが故に、氏神、平野社の祭祀権を掌握することが出来ず、一方、順調な生涯を送った高棟王系の子孫は、それぞ

れ貴族社会内において、相当な地位を占め、かかるが故に、平野社の祭祀権を掌握し、平氏一族の上に、君臨するこ  
とが出来た」<sup>(40)</sup>ような事実が、平安時代の氏族の性格であるとしたら、高階氏の氏長者職が峰緒系の高階氏に掌握され  
たと考えられないこともないが、その場合でも、その氏神は平野神ではなくやはり宗像神であったであろう。もし、  
平野古開神が高階氏の氏神となったとしたら、それは後世の事であったと考えたい。

註(35) 二十二社註式は室町期の作であり、諸神根元抄は戦国時代末期の作である。この系統の書はだいたいこの頃のもの。

(36) 田中久夫「平氏の氏神について」(史泉・第二六号)

(37) 田中氏前掲論文四五頁

(38) 『伴信友全集』第二(圖書刊行会刊)

(39) 信友同書四二二三頁

(40) 信友同書四二四頁

(41) 信友同書四二五頁

(42) 田中氏前掲論文五三頁

### むすびにかえて

上に述べたように、高階氏の氏神は宗像神であった。それは、高階氏始祖の高市皇子以来、奉祀した外戚の祖神で  
あった。このような傾向が、平氏の平野神でもそうであったように平安時代に盛んに行なわれたことは、これらの氏  
族が、ただ皇族出身であっただけの理由によるのであろうか。平安時代に盛んとなった春日神社・平野神社・梅宮神  
社・当麻都比古神社・当宗神社・吉田神社等は、高階氏の宗像神社と同じように外戚の祖神として奉祀されていた。  
そこには、外戚という朝廷との結びつきが認められることはいままでもない。これら諸氏は氏神の掌握によって、外

戚の地位を確立せんと図った。このことは、氏神の存在が単に氏族内部の問題ではなく、朝廷と氏族の結びつきの問題であることに意義がある。少なくとも、この時期における氏神の祭祀にはかかる理由があったと思われる。以上で私の小論を終えるが、浅学の身として多くの誤りをおかしていることと思う。諸先学の御教示をお願いするものである。

〔付記〕 本小論は、昭和三十八年十二月関西学院史学会例会で発表したものを、訂正・追補して作成したものである。関西学院史学会の諸先生および同会員の方々の御援助に感謝いたします。